

---

# 令和6年度

(2024)

## 会員継続研修資料

---



公益社団法人 長与・時津シルバー人材センター



### ①シルバー人材センターの基本理念、主旨

基本理念 「自主・自立、共働・共助」

「自主・自立」とは 社会の担い手として自らが自主的にセンターの活動を行う

「共働・共助」とは お互いを尊重し、助け合いながら共に働く

## (1) 地域貢献

シルバー人材センターは、地方公共団体と連携し地域住民の生活をサポートしています。

## (2) 地域再生

シルバー人材センターは、さまざま活動を通して地域再生にも大きく貢献しています。

## (3) 高齢者の生きがいづくり

シルバー人材センターは就業や社会参加活動を通して高齢者の健康で生きがいのある生活づくりをサポートします。

## ②会員に関する規程（一部抜粋）

### (1) 正会員会費について

第2条 正会員が、一事業年度に納入すべき会費の額は、年額2,000円とする。

### (2) 会員継続更新手続き実施要綱

↓  
次年度の会員として継続更新するための手続きです。

第2条 手続きは、年度末前の理事長の手続き案内により以下の要領によって行う。但し、傷病等により手続きできない場合は、本人（不可能な場合は家族）の事前申し出により手続きを省略することができる。

- (1) 手続きの場所…センターの指定する場所 ➡ **長与町7地区・時津町4地区にて**
- (2) 手続きの期間…実施時期の会員数およびセンター会議室の収容人数に応じて、期間を設定する。 ➡ **地区毎に（地区班長と協議のうえ）日程調整し開催**
- (3) 手続きの案内…会員毎に、前号の期間内で期日を指定し案内する。
- (4) 手続きにおける研修実施…手続き前に研修を必ず受講する。研修受講を継続の条件とする。 ➡ **今回から、手続き前後のデジタルでの研修となります。**
- (5) 個人面談について…希望者に限り、研修後個人面談を受けることが出来る。  
➡ **年齢制限の改定や業務内容の見直しなどがあり、センターは個別に面談させて頂くこととしております。**
- (6) 手続きの終了…次年度年会費の納入をもって手続きの終了とする。  
➡ **手続きのご案内と共に振込依頼書を送付致しております。  
現金での受け取りは致しませんので、ご了承下さい。**

### (3) 適正就業に関する規程

(長期就業の是正等)

第6条 「公平な就業機会の提供」を確保するため、会員が同一職種、同一場所で、一定の期間継続して就業する場合において、その期間は、原則として就業した時から1年以内とする。(これは、1年の就業を保証するものではない。)この場合において、引き続き1年以内の期間をもって更新することを妨げない。また、長期就業については、別に定める「就業期限に関する基準」および「就業年齢制限に関する要綱」に基づき取り扱うものとする。

ただし、就業期限等の適用を受ける職種について、1年更新を繰り返す場合、就業した時から継続して3年を超えて就業することはできない。

3 前第一項ただし書きの場合において、交代する会員が決まらない場合は、交代する会員が決定するまでの間に限り、就業期間の延長を認めることができる。

4 センターは、会員への仕事の提供に当たっては、可能な限り、職種別・地域別グループ内の会員間でローテーションを組み、ワークシェアリングを行うよう努めるものとする。

### (4) 就業期限に関する基準

第4条 継続就業における就業期限は、最長1年とする。

2 継続就業における就業期限は、3年とする

3 就業期間及び就業期限の起算日は、当該就業が開始された日とする。

第5条 就業期限を超える会員については、就業期限を超える日の属する前月の末日をもって当該就業は終了する。但し、諸般の事情によりやむを得ないと判断される場合は、総務委員会の儀を経て就業期限を延長できる。

**(削除) 2 前項により就業が終了した会員は、「就業年齢制限に関する要綱」の第2条の区分で分けられる、他の就業先に替わることができる。**

**R5.12 区分の廃止により、“施設管理”就業者が再び“施設管理”を就業希望することが可能となった。**

第6条 就業期限によって生ずる欠員の補充は、おおむね次の要領により総務委員会の承認を必要とする。

- (1) 原則として当該就業先への就業を希望する会員をもってあてる。
- (2) 未就業会員及び継続就業に就業していない会員を優先する。
- (3) 当該就業に対して、より適性のある会員を優先する。

## (5) 就業年齢制限に関する要綱

第2条 年齢制限は次のとおりとする。

施設管理業務（宿直あり）……………	（75才）	← R5.12 改定前 72才
自動車運転業務……………	（75才）	← R5.12 改定前 71才
上記以外の業務……………	（80才）	← R5.12 改定前 公共施設管理 74才

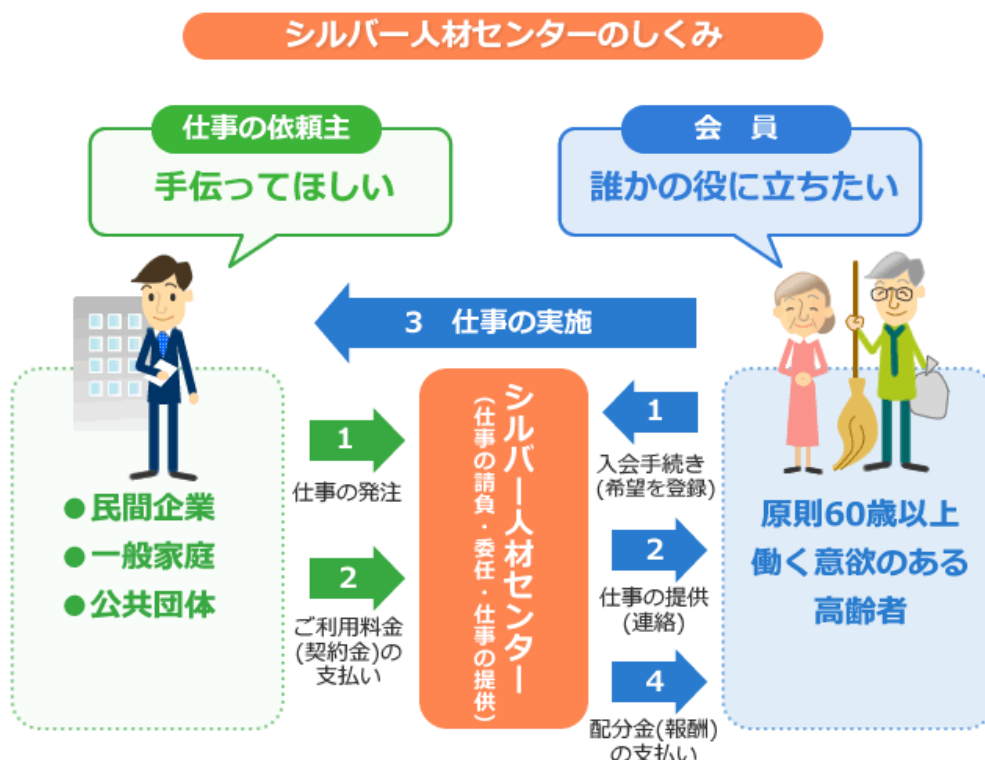
2 上記の年齢制限を超える場合、会員は就業可能かを自己判断することとする。またその際、安全管理委員会および総務委員会においても健康及び過去の就業状況等を勘案して就業させることが出来る。

## (6) 就業上不適格な会員に対する措置要領

第4条 不適格会員に対しては、その軽重に応じて次に掲げる措置をとるものとする。

- |     |        |                      |
|-----|--------|----------------------|
| (1) | 注意・指導  | 厳重に注意し指導する。(就業制限を含む) |
| (2) | 就業の停止Ⅰ | 1か月間の就業を停止する。        |
| (3) | 就業の停止Ⅱ | 3か月間の就業を停止する。        |
| (4) | 退会勧告   | 退会を勧告する。             |
| (5) | 除名     | 定款第9条に基づき除名する。       |

## ③仕事の流れ



## 4センターの組織

**理事会** 理事 13名 監事 2名

### 総務委員会（委員 6名）

- ・ 委員会の開催
- ・ 事業の調査・研究
- ・ 規程等の立案
- ・ 就業の適正に関する業務
- ・ 適正就業における巡回指導の実施

### 安全管理委員会（委員 6名）

- ・ 委員会の開催
- ・ 会員の健康維持に関する事
- ・ 安全就業に関する事
- ・ 安全巡回パトロールの実施
- ・ 事故再発防止対策
- ・ 安全就業基準等の見直し
- ・ 安全就業対策基本計画の策定

### グランビア委員会（役員 8名）

・ 就労の機会を確保し、より会員が活躍できるための独自事業（残材粉碎事業・農園事業）を基本とした事業の展開を担当する

### 女性の会「さくら咲楽」（役員 6名）

・ 会合の開催 ・ 女性会員の文化活動・研修・女性会員の拡充・就業開拓・女性限定セミナーの開催・各イベントへの参加協力

### 地域班（班長、副班長）

- ・ 長与町地区「本川内・平木場・三根」（7班）
  - 「ニュータウン」
  - 「嬉里」
  - 「丸田」
  - 「岡・斉藤」
  - 「吉無田・まなび野」
  - 「高田」
- ・ 時津町地区「西時津」（4班）
  - 「元村・浦・野田」
  - 「左底・久留里・日並・子々川」
  - 「浜田」

### 広報誌編集部会（役員 4名）

- ・ 広報誌「にしそのぎ」発行に関すること

### つどいの会（互助会）役員 4名

- ・ グラウンド・ゴルフ大会開催
- 趣味の会「ウォーキング友の会」
- 「カラオケ友の会」
- 「ゴルフ健遊会」

## 5 シルバー保険について

### (1) 傷害保険

会員が安心して働くことができ、また発注者が安心して仕事を頼めるようにするため全会員を対象にシルバー人材センター団体傷害保険に加入しています。

※シルバーセンター会員請負・委任就業の場合は労災保険がありません。

#### ☆ 保険金の種類

死亡保険金	1,000万円 事故にあった日から180日以内で、その傷害がもとで死亡した場合
後遺障害保険金	最高1,000万円 事故にあった日から180日以内で、その傷害で後遺傷害が生じた場合。
入院保険金	3,000円(日額) 事故による傷害によって入院した場合。ただし事故にあった日から180日以内の日までに限る。
通院保険金	2,000円(日額) 事故による傷害によって通院した場合。ただし事故にあった日から180日以内で最高90日に限る。

※病院の診断書はセンターの指示があつてからとって下さい。

会員が次に掲げる間に、偶発的に傷害を被ったとき、保険金をお支払いいたします。

- 1) センターが提供した業務に従事中
- 2) センターの提供した業務に従事するため、センターの指定する場所と会員の住居との間の通常経路による往復中
- 3) センターが主催する講習会(就業に関係ある)、総会に出席中  
(会員の住居との通常経路による往復途上を含みます)

### (2) 賠償責任保険

会員が各種業務に就業中、他人の身体、財物に被害を与えた場合に、賠償事故を担保する保険です。

#### ☆ 保険金の種類

身体	: 1事故につき 1億円
財物	: 1事故につき 1千万円
免責	: 1事故につき 1万円

## □6シルバー会員として知っておく事、守らなければならない事

- ① 関係法令、ガイドライン、センターの規程等の遵守。
- ② 就業で知りえた情報を他で漏らしてはいけません。
- ③ 会員及び発注者との金銭授受はできません。
- ④ シルバーで契約した内容以外の仕事をしてはいけません。
- ⑤ シルバー人材センターの信頼を損うような言動は慎みましょう。
- ⑥ シルバーの会員として、笑顔で誠実な対応を行うことが次のシルバーの就業へとつながります。(マナーを守る)
- ⑦ 安全運転に努める。
  - ・就業で車を運転する場合必ず運転者、補助員 2 名で行う。
  - ・補助員の方は周りを全般的に確認し、必ず安全確認して誘導を行う。
- ⑧ 時間管理について、就業時間は必ず守って下さい。  
(勝手に時間調整は出来ません。保険対応不可となります。契約時間厳守)
- ⑨ 就業報告書の記入は正確に、必ず本人が記入して下さい。
- ⑩ 発注者や会員同士間でのトラブルをおこさないように注意してください。
- ⑪ シルバー人材センターでの仕事は安全がすべてにおいて最優先です。

## □7今後のセンターの計画

令和6年度定時総会 令和6年6月 (予定)

時間：午後2時～ 場所：時津町内

「定時総会の目的である事項」については理事会で決定されます

。

## □8独自事業

① 残材粉碎事業【剪定の残材チップ化】 リサイクル

② 農園事業

- ・野菜、果物の栽培で販売。長与町、時津町で地産地消
- ・長与果樹園では観光農園（みかん狩り体験）  
長与町役場のグリーン・ツーリズム（体験型農業）に参加

目的：事業を推進することでシルバー事業の拡大、及び「生きがいづくり」を促進。